

同意書

(あて先)
松山市社会福祉協議会会長

- 1 配食サービス事業を利用するにあたり、利用期間中は毎年度利用世帯の市民税の課非について、松山市役所を通じて、松山市社会福祉協議会が調査すること。
- 2 お弁当の受け渡しは原則手渡しとする。なお、諸事情により手渡しが出来ない場合などの保管ボックス等の設置や商品（弁当）納品後の管理については、すべて自己責任とする。
- 3 松山市社会福祉協議会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業を停止又は廃止することができる。
 - (1) 利用料を延滞したとき
 - (2) 入院等により6ヶ月以上利用のないとき
 - (3) その他会長が利用を不相当と認めたとき

上記事項のすべての内容に同意します。

年 月 日

住 所 松山市
(マンション名等)

氏 名 _____ 印